

住民税（市・都民税）及び所得税の主な変更について

平成25年度（平成24年分）から次のとおり変更されます。

【生命保険料控除が変わります】

平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等（新契約）と平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等（旧契約）によって計算が変わります。

①平成24年度（平成23年分）までは、生命保険料控除は「一般生

命保険料控除」と「個人年金保険料控除」の2つ、平成25年度（平成24年分）より、「一般生命保険料控除」と「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」の3つで構成されます。

②それぞれの保険料控除の上限額が住民税で2.8万円、合計の上限額7万円、（所得税で4万円、合計の上限額12万円）となりました。

（旧契約）		（新契約）	
生命保険料控除 合計の上限額 7万円（所得税10万円）	一般生命保険料控除（遺族保障、介護保障、医療保障等） 上限額 3.5万円（所得税5万円）	生命保険料控除 合計の上限額 7万円（所得税12万円）	一般生命保険料控除（遺族保障等） 上限額 2.8万円（所得税4万円）
+		+	
個人年金保険料控除（老後保障等） 上限額 3.5万円（所得税5万円）		介護医療保険料控除（介護保障、医療保障） 上限額 2.8万円（所得税4万円）	
+		+	
		個人年金保険料控除（老後保障等） 上限額 2.8万円（所得税4万円）	

【退職所得の計算が変わります】

平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等から次の点が変わります。

①10%税額控除が廃止②勤務年数5年以下の法人役員等の退職所得金額の2分の1の軽減措置廃止

【改正後】平成25年1月1日以後に支払われる場合

＜10%税額控除が廃止されます＞

退職所得の金額 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	×	税率 (10%) 市民税 (6%) 都民税 (4%)	=	特別徴収税額 市民税額A 都民税額B
-----------------------------------	---	-------------------------------	---	-----------------------

＜勤務年数5年以下の法人役員等の退職所得金額を2分の1にする軽減措置廃止＞

【従来】退職所得の金額 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	⇒	【改正後】退職所得の金額 (収入金額 - 退職所得控除額)
---------------------------------------	---	----------------------------------

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

確定申告・住民税（市・都民税）の申告はお早めに!

◎所得税（国税）の確定申告の日程・場所等

相談・受付日	受付時間 ※土・日曜日及び祝日は除きます。	税務署員	税理士会	市職員	場所
① 1日(金)～4日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	市役所第一棟 2階
② 5日(火)～8日(金)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	◎	◎		
③ 12日(火)～15日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
④ 18日(月)～27日(水)	午前9時～10時30分、午後1時～3時※1		◎		
⑤ 28日(木)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
3月 ⑥ 1日(金)～15日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	

※1: 午前の年金受給者及び給与所得者の相談の受付時間は午前11時ごろまで

◎住民税（市・都民税）の日程・場所等

【受付日時】2月1日(金)～3月15日(金)午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで）※日・祝日及び土曜日の正午～午後1時を除く

【場所】市役所1階4番課税課

◎青梅税務署の特別開庁

相談・受付日	時間	場所
2月24日(日)	【受付時間】午前8時30分～午後5時	青梅税務署（JR河辺駅下車徒歩6分）
3月3日(日)	【相談時間】午前9時～午後5時	

※詳しくは、青梅税務署へお問い合わせください。

◆土・日・祝日は、確定申告の相談・受付は行っていません。ただし、青梅税務署では、2月24日(日)・3月3日(日)に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。なお、当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っていません。

◆青梅税務署では、1月4日(金)から所得税の還付（医療費・住宅借入金等）の確定申告の相談・受付をしています。お早めに申告をお済ませください。

◎確定申告について

◆所得税の確定申告は青梅税務署でも3月15日(金)まで行っています。（土・日・祝日は除く）※詳しくは、広報ふっさ1月15日号をご覧ください。

【問合せ】（所得税の確定申告）青梅税務署 ☎ 0428・22・3185、（市・都民税の申告）課税課市民税係 ☎ 551・1610

給与支払報告書の提出と特別徴収の推進について

法令により、1月1日現在、給与の支払をする者で、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、1月31日(木)までに給与受給者の前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を、1月1日現在の住所地の市町村に提出しなければなりません。

給与支払者による給与支払報告書の提出がされない場合には、給与受給者が未申告となり、課税等の証明発行がされないことや、適正な課税がされないこととなります。

なお「給与支払報告書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した者」は法令違反となります。

また、市町村は、年度の初日に給与の支払をする者で所得税を源泉徴収する義務がある給与支払者を特別徴収義務者として指定し、住民税を給与天引き（特別徴収）する義務があります。

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

ご確認ください、医療費控除

平成24年中に本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある方は、医療費控除として申告をすることで、所得から差し引くことができる場合があります。

次の計算式から控除額をご確認いただき、必要な方は申告をしてください。

（計算例）						
（平成24年中に支払った医療費の総額）	-	（保険金などで補てんされた金額）	-	（総所得の5% [最大10万円]）	=	（医療費控除額） [最高200万円]

補てんされた金額：次に掲げるものは、支払った医療費から差し引きます

○生命・損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金、入院費給付金、傷害費用保険金など

○法令に基づき、医療費の支払を給付原因として支給される給付金（療養費、出産育児一時金、高額療養費など）

○医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金、任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

《医療費控除の申告方法》

確定申告等をする際、医療費の領収書を封筒などにまとめ、医療費の明細を作成し一緒に提出してください。

医療費の申告用の封筒は税務署・市役所で用意していますのでご利用ください。

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

年金だより

▼20歳がスタート!

成人式を迎えられる皆さん、おめでとうございませう。20歳になったら国民年金に加入することを存じますか。日本に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています（厚生年金保険や共済組合に加入している方は除きます）。

国民年金は老後の「老齢基礎年金」だけでなく、事故や病気で障害が残った方への「障害基礎年金」や、亡くなった方の遺族への「遺族基礎年金」などにも対応している制度で、保険料は月額14,980円（平成24年度）です。

ただし保険料の納付が困難なときは、保険料の納付（全額または一部）が免除される制度や学生の方、30歳未満の方を対象とした納付猶予制度がありますので、未納のままにされず、ご相談ください。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

国民年金相談	
相談日	月～金曜日（祝を除く）
時間	午前9時～正午、午後1時～4時
場所	市役所1階5番 保険年金課窓
相談員	国民年金相談員

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670

国保だより

▼平成24年度第4回国民健康保険運営協議会の開催
【日時】1月17日(木)午後2時～
【場所】市役所第一棟4階 庁議室
【傍聴定員】5人（先着順）
※直接会場へお越しください。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

納税は 納期内で 元気な福生

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061または ☎ 539・2062